

令和元年

第2回定例会

会 議 録

令和元年6月13日

令和元年第2回 江 差 町 議 会 定 例 会
(第 1 号)

◎ 期日及び場所

令和元年6月13日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会 期 の 決 定
〔議 長 諸般の報告〕
日程第 3 所管事務調査の報告について
日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
〔町 長 行政報告〕
日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1号 江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求め
ることについて
日程第 7 承認第 2号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処
分の承認を求めることについて
日程第 8 承認第 3号 平成30年度江差町一般会計補正予算(第10号)の専決処
分の承認を求めることについて
日程第 9 承認第 4号 平成31年度江差町一般会計補正予算(第1号)の専決処
分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第 1号 平成30年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第11 報告第 2号 出資法人江差町土地開発公社に係る経営状況について
- 日程第12 議案第 1号 江差町総合計画策定条例の制定について
日程第13 議案第 2号 江差町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第14 議案第 3号 投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関す
る条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第 4号 江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について
日程第16 議案第 5号 江差町介護保険条例等の一部を改正する条例について

日程第 1 7	議案第 6 号	江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 7 号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 9	議案第 8 号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 0	議案第 9 号	江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 2 1	議案第 1 0 号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 2 2	議案第 1 1 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第 2 3	議案第 1 2 号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第 2 4	議案第 1 3 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 5	議案第 1 4 号	工事請負契約の締結について
日程第 2 6	議案第 1 5 号	財産の取得について
日程第 2 7	議案第 1 6 号	財産の取得について
日程第 2 8	発議第 1 号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出について
日程第 2 9	発議第 2 号	2 0 1 9 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
日程第 3 0	発議第 3 号	2 0 2 0 年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 3 1	発議第 4 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「3 0 人以下学級」の実現に向けた意見書の提出について
日程第 3 2	発議第 5 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
日程第 3 3	発議第 6 号	「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書の提出について
日程第 3 4	発議第 7 号	信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書の提出について
日程第 3 5	発議第 8 号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出について
日程第 3 6	発議第 9 号	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出について

- 日程第 3 7 発議第 1 0 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書の提出について
- 日程第 3 8 発議第 1 1 号 「給食費の無償化」を求める意見書の提出について
- 日程第 3 9 発議第 1 2 号 「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書の提出について
- 日程第 4 0 発議第 1 3 号 特別支援学級の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書の提出について
- 日程第 4 1 発議第 1 4 号 国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書の提出について
- 日程第 4 2 発議第 1 5 号 高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 4 3 発議第 1 6 号 子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減策を求める意見書の提出について
- 日程第 4 4 発議第 1 7 号 議員の派遣について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
議	員	薄	木	晴	午	
〃		飯	田	隆	一	
〃		室	井	正	行	
〃		萩	原		徹	
〃		小	梅	洋	子	
〃		塚	本		眞	
〃		西	海	谷	望	
〃		若	山	明	廣	
〃		小	野	寺	眞	
〃		小	林	く	に	こ

◎ 欠席議員（1名）

副	議	長	小	笠	原	淳	夫
---	---	---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照井 誉之介
副町	長	田畑 明
教育	長	太田 誠
総務課	長	木村 晃
まちづくり推進課	長	出崎 雄司
財政課	長	斉藤 敏己
税務課	長	安田 克臣
町民福祉課	長	岸田 礼治
健康推進課	長	白鳥 智子
産業振興課	長	大杉 則明
追分観光課	長	尾山 徹
建設水道課	長	岸田 雄治
高齢あんしん課	長	梅川 年代
出納室	長	岸田 真由美
学校教育課	長	中川 智
社会教育課	長	大坂 敏文
総務課主幹		畑 竜哉
まちづくり推進課主幹		長尾 恵一

(議会事務局)

局	長	清水 直樹
書	記	森 直彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和元年第2回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番、若山議員、6番、小梅議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会、会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

はい。議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、5月27日、6月4日の2日間、委員会を開催し、委員出席のもと理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議を致しました。

今定例会には、承認4件、報告2件、条例制定が2件、条例改正が5件、補正予算が1件、その他が8件、議員発議17件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

以上の内容を踏まえまして、会期を本日13日から14日の2日間とし、一般質問については、これまでと同様に一問一答方式を採用して行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制と致します。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うことと致します。また、理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で、感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言は、厳に慎むようお願い致します。

以上、議会運営委員会において協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおり、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質問は答弁については、演台により行い、再、再、再質問以降は、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うこととし、質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと。また理事者においては議員から質問に対し、議長の許可を得て、反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることに決

定致しました。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管の事務調査の報告について、平成30年第4回定例会、発議第9号、子育て支援に関する事務調査についてを議題と致します。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小林委員長」

議長。

(議長)

「小林委員長」。

「小林委員長」(報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小林委員長」(報告)

社会文教常任委員会委員会調査報告について、本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告致します。

1、調査事件。平成30年第4回定例会、発議第9号、子育て支援に関する事務調査

2、調査期日については、以下のとおりであります。

3、調査の結果。子ども達は、次の世代を担う地域の宝である。人口減少社会の中において、子どもを産み育てる保護者に対して、江差町に住んで良かったと実感でき、子ども達の笑顔があふれるまちづくりが重要と考える。そして、江差町に定住して頂く町を目指すことは重要施策と考える。平成32年度に第2期子ども子育て支援事業の策定の時期を迎えることも踏まえ、本委員会では子育て支援に関する事務調査を立ち上げた。これらの調査結果について、次のとおり意見を付して提出する。

意見。1、保育所の中には、築47年を迎える老朽化施設があり、子育て環境として厳しい状況となっており、改築を含めた総合的な保育所施設の運営の在り方を検討すべき

である。

2、保護者の断続的な就労・通院・冠婚葬祭等による一時的に子どもの保育が困難になった場合等の一時保育を検討すべきである。

3、民間のボランティアサークルによる育児サークルは、保護者の交流や幼児の遊び場として大きな役割を果たしているが、人手不足や育児スペース不足・遊具不足等の課題を抱え、開催日数も限られており、町で運営している子育て支援センターと連携した、未就学の家庭保育をしている保護者と子どもの集える広場対策が必要である。

4、学童保育に際して、町立学童保育所に新たな支援員、補助員を配置し、預かり時間の延長を実施することは、保護者からの要望が強く、早期の実施を期待したい。しかし、一部民間にて開設されている施設では、施設の老朽化が著しく、児童の保育環境に支障をきたしており、早期の改善が求められる。

5、全国的に児童虐待が問題となっている、現時点において、江差町においては、児童虐待は確認されていないが、子ども虐待に対する声をすくい上げる機関として、一時的には学校や医療機関であるが、それ以外の児童福祉関係機関にも通報できるような対策を講じていく必要がある。

6、民間の医療法人、医療法人内での病児病後保育サービスを実施している市もあり、子どものみならず、父母に対する就労支援にもなっている。江差町としても、今後の検討課題としていく必要がある。

以上であります。

続いて、調査事件、平成31年代1回定例会発議第6号、北海道指定有形民俗文化財横山家の現状の関する事務調査について、報告致します。

調査期日については、以下のとおりでございます。

調査の経緯と結果。北海道指定有形民俗文化財横山家横山敬三氏が逝去され、昨年5月より横山家が休館の状態に、状態であるが江差町における重要な文化財であること、また、江差町民からも早期の開館を求める意見も出されている。このことを受けて、本委員会では、北海道指定有形民俗文化財横山家の現状に関する事務調査を立ち上げた。

意見。1、教育委員会を中心に、横山家相続代表者である、横山弘氏と、横山家再開に向けた協議が、電話対応も含め多数回に上り協議がされているにも関わらず、未だ合意に至っていないことは、双方において課題の整理がなされていないと考える。

また、口頭での協議では難しい側面もあり、書面での協議を重ねることが望ましい。

2、横山弘氏からは、横山家が今後は国指定の文化財として保存されるよう、町としての方向性が示されることを最優先に希望されている。相続は完了していないが、歴史的な文化財としての重要性を鑑み、保護と活用の観点からも、これを未来に残すための町としての考え方や、行政としてできる支援策を早急に検討し、これを明確に提示することが必要と考える。

3、横山家の建物自体の老朽化がかなり進行している。特にハネダシ部分に傷みが大

きく、早期の補修等の手立てをしなければ損壊する懸念がある。重要な歴史を今に伝える横山家の保護、保存をすることは最重点課題として、横山家相続権者と町における協議の早期の進展を望むものである。

以上で、ございます。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

子育て支援に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承する、したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決しました。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。直ちに採決致します。北海道指定有形民俗文化財横山家に、状況に関する事務調査について、委員長の報告のとおり、了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については、委員長報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、平成29年度、第3回定例会、発議第10号、議会運営委員会に関する事務調査についてを議題と致します。

提案理由については、所管の議会運営委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

はい、議長。

(議長)

「小野寺委員長」。

「小野寺委員長」(報告)

議会運営委員会から、事務調査の報告を行います。

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告致します。

1、調査事件。平成29年第3回定例会、発議第10号、議会運営に関する事務調査。

2、調査期日。以下のとおりで、下記のとおりであります。

3番、調査の目的と経緯、結果。江差町議会の議会運営に関して、これまで議会活性化対策に関する特別委員会、平成19年12月発議での論議や議会運営委員会での論議を逐次、進めてきており、この間、江差町議会独自のホームページの作成、本会議での一般質問の一問一答方式、町民と議会との対話集会、平成24年4月の開催など、行ってきました。江差町の高齢化、人口減少が急速に進む中で、これからの江差の町づくり

に、これまで以上に議会での活発な論議や、議会、議員の調査活動が望まれてきており、一方で議会、行政、町民が力を合せて、この行政課題に立ち向かって行くためにも、議会が町民にとっても魅力あるものにしていかなければならない。ということです。

で、今回の事務調査では、その観点から議員の論議を深める上で、全員協議会のあり方はどうか。議員間の自由討議が必要ではないか。などの論議を進め。また、先進的にこれらに取り組んできた、福島町議会を視察し、福島町議会の議長等々と意見交換をして参りました。

また、事務調査と並行して、定例議会後、毎に議会の進行上で、具体的事案について、改善が必要ないかどうか、振り返り作業を行って参りました。議会運営に関すること。議会活性化の問題は、議員全体に関することでもあるので、議員全員協議会の中で、議会運営委員会の事務調査の途中経過を報告もし、論議も深めてきました。議員会でも、議会運営委員会の事務調査の項目に沿った研修会を行い、講師からは、議会の活性化に関する全般的な問題提起もあり、今後の議会運営に、議会議員の活動の在り方についてもおおいに参考になったと思われます。なお、この研修会には、町の管理職の参加もありました。議会運営委員会としては、以上の経過の論議から、下記意見をまとめました。

7月には、我々議員の改選があり、具体的な取り扱いについては、次期の議会と議会運営委員会に、委ねることになるということになります。これらの、調査結果については、次のとおり意見を付して、提出致します。

意見。1、員協議会のあり方について。他の自治体事例も参考にしながら、要項等を策定し、より円滑で活発な全員協議会を進めるべきと考える。

その際、特定の重要課題に対する議員間の意見交換や自由討議のあり方など、検討すべき課題である。

2つ目。一般質問答弁事項の追跡調査・追跡質問・議会報告について。この、一般質問答弁事項の追跡調査や追跡質問、議会報告会については、議員会の議員研修会においても、有効性は議員間で認識は一致したと思う。引き続き、検討課題と考える。

3つ目。具体的事例検討から。

①陳情書の取り扱いについて。会議規則以外に、取り扱いについて要項等がない。議会に提出された陳情書で特に行政に対する具体的な要望等については、要綱等の策定が望まれる。

②連合審査会について。江差町の議会では、初めてと思われる連合審査会がこの間、検討されてきたが、まちづくりに関して2つの常任委員会に関わる事例が、これからも想定され、要綱等の整備が望まれる。

以上で、あります。

(議長)

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議会運営委員会に関する事務調査について、委員長の報告のとおり了承することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告のとおり、了承することに決しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出について議題と致します。

各常任委員会から特別委員会から、議会規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。